

消費者委員会（第132回）
議事録

内閣府消費者委員会事務局

消費者委員会（第132回）

議事次第

1. 日時 平成25年9月20日（金） 9:00～9:30

2. 場所 消費者委員会大会議室1

3. 出席者

森内閣府特命担当大臣、松元事務次官、梅溪内閣府審議官
（委員）

河上委員長、石戸谷委員長代理、阿久澤委員、岩田委員、齋藤委員、
高橋委員、夏目委員、橋本委員、山本委員、唯根委員

（事務局）

小田事務局長、大貫参事官

4. 議事

（1）開 会

（2）森内閣府特命担当大臣ご挨拶

（3）消費者委員会委員紹介

（4）委員長の互選

（5）その他（食品表示部会、新開発食品調査部会、公共料金等専門調査会について）

（6）閉 会

《 1 . 開 会 》

○小田事務局長 それでは、ただいまから、「消費者委員会（第132回）」会合を開催いたします。本日から、9月1日に任命されました消費者委員会委員による新たな体制での委員会となります。委員長が決まるまでの間、私、消費者委員会事務局長の小田が議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、森内閣府特命大臣にお越しいただいております。開会に当たりまして、森大臣から御挨拶をいただきたいと思っております。

《 2 . 森内閣府特命担当大臣ご挨拶 》

○森大臣 消費者担当大臣の森まさこでございます。開会に当たり、一言、御挨拶させていただきます。

この消費者委員会、第3次となりますけれども、9月1日に発足させていただきました。今、見ますと、女性が半数いるということで、大変よい景色だと思っております。消費者庁・消費者委員会は発足から5年目を迎えましたけれども、まだまだ山積する多くの課題に直面しております。安倍内閣が取り組む日本経済の再生は、消費者が安心して消費できる環境が整わなければ実現いたしませんので、経済成長の強化策と同時に、消費者行政の充実は車の両輪として押し進めなければいけないと思っております。消費者庁及び消費者委員会が設立当時の理念に立ち返って、しっかりと取り組んでまいります。

消費者委員会はこれまでに13本の建議や各種の意見表明を发出されるなど、精力的に御審議をいただいてまいりました。新たな体制となった第3次の今次委員会においても、さまざまな消費者問題について調査審議をいただきまして、政府の消費者行政全般に対して積極的に建議等を行っていただくことを期待しております。

消費者委員会の機能を最大限に発揮していただくために、消費者委員会、消費者庁、国民生活センターの3機関が密接に連携することができるよう、消費者問題を所管する特命担当大臣としてしっかり取り組んでまいります。事務局体制の充実についても、一生懸命に頑張っておりますので、委員の皆様方におかれましては、今後とも、御指導、御支援、御協力賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○小田事務局長 ありがとうございます。

なお、亀岡大臣政務官も御出席いただく予定でございましたけれども、別途、公務が入りましたので、本日は失礼させていただきます。森大臣は公務がございますので、ここで

失礼をさせていただきます。

(森大臣退室)

○小田事務局長 また、本日、梅溪内閣府審議官にお越しいただいておりますので、一言、御挨拶をいただければと思います。

○梅溪内閣府審議官 内閣府審議官の梅溪でございます。よろしくお願いいたします。

○小田事務局長 松元内閣府事務次官も、遅れてはございますが、到着する予定でございます。梅溪内閣府審議官は、所用がございますので、これで退席させていただきます。

(梅溪審議官退室)

《 3. 消費者委員会委員紹介 》

○小田事務局長 続きまして、消費者委員会委員の紹介に移らせていただきます。この機会に、簡単な自己紹介、あるいは消費者委員会委員としての抱負も含めまして、一言ずつ御挨拶をいただければと思います。

五十音順で、阿久澤委員から一言ずつお願いいたします。

○阿久澤委員 阿久澤でございます。本務は、日本獣医生命科学大学の食品科学にてミルクサイエンス、乳科学を専門といたしまして、畜産食品全般を担当させていただいております。その経験と、また、消費者委員会の臨時委員として、食品表示部会の委員を務めさせていただいたおりましたその経験をもとにいたしまして、精いっぱい務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○石戸谷委員 石戸谷です。弁護士として消費者問題に取り組んできました。先ほど、森大臣から「設立当時の理念に立ち返って」というお言葉をいただきました。振り返ってみますと、設立当時の推移を見てみますと、幾つか印象的な場面があったのですが、一つ挙げるとすると、平成20年6月に閣議決定された消費者行政推進基本計画であります。そこは冒頭で、安心・安全な市場、良質な市場の実現が新たな公共的目標として位置づけられるというふううにうたっております、それが長期的利益をもたらす唯一の道であると宣言しておりますので、これを原点として活動していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○岩田委員 岩田喜美枝と申します。私は、30年ばかり労働行政におりまして、その後、10年ほど資生堂で会社経営にかかわりました。資生堂では、お客様センターですとか、CSRも長く担当いたしましたので、そういう企業の経験なども生かせればというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○河上委員 東京大学の河上でございます。大学では民法・消費者法などを担当しております。夏目委員とともに第2期の消費者委員会の居残り組であります。委員長をさせていただきまして、第2期の2年間、微力ではありましたが、一生懸命やっております。

した。第3期でまた委員ということでもありますけれども、第2期のときにやり残していた課題が幾つかありますので、まずはそれに全力で取り組みたいと考えております。そのほかにも、今、次々と新しい消費者問題が生起しておりますので、委員会としての機能を十分発揮できるよう頑張っていきたいと思っております。

委員会の性格や機能に関しましては、いろいろな形で御批判もあることは承知しておりますけれども、影響力の極めて大きな委員会でもありますので、大切に守り育てていきたいという気持ちでおります。今後とも、よろしくお願いいたします。

○齋藤委員 同志社大学の齋藤憲道です。よろしくお願いいたします。企業勤めを長くしておりましたけれども、最近では、若い学生などを相手にいろいろなディスカッションをしております。私はこの消費者委員会の委員となって考えてみますに、委員会ができた当初、目的、目標、いろいろございますが、消費者庁も含めて、1年、3年、5年をメドとするというものが結構多かったと思います。私どもは3次で5年から6年目を務めることとなります。もし、そういうものの中に達成できていないものがあれば、なぜか、今後どうするのか。それから、新しい問題がいろいろ起こってきますから、それをどうしていくのか。これにきちんと道筋をつけるのが私たちの役目だと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋委員 私はこれまで、金融サービス、情報通信など、消費者が情報の質や量、交渉力において、圧倒的に不利な立場にあると思われる分野で生じている消費者問題に取り組んでまいりました。消費者委員会委員としては、その2つの分野に限らず、今まで難しくてなかなか日の当たらなかつた問題にじっくり取り組んでいけたらと思っております。ルール整備も大切ですが、実効性の確保が極めて重要だと思っております。そこに消費者委員会が果たす役割がたくさんあるのではないかというふうに思っております。

これからの活動においては、もぐら叩きのような後追いの対応にならないように気をつけ、日々の気づきを大切にしつつも、根本的な問題の解決に取り組むことで貢献できたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○夏目委員 全国地域婦人団体連絡協議会の夏目と申します。河上委員が居残り組というふうにおっしゃいましたけれども、再任をいただきました。この2年間、消費者委員会、消費者行政にかかわりまして、消費者問題というのは改めて幅広い課題を抱えているということを感じたところでございます。また、省庁横断的に建議ができますし、つまり監視機能、ものを言うことができますものですから、消費者の皆様からこの消費者委員会に寄せる期待の大きさを強く感じたところでございます。とは申しまして、消費者問題の解決には、法整備やシステム、制度の改革というものも必要でございますので、スピーディにということができかねているところがあるのは事実でございますけれども、実効性を伴うように3次の委員会で頑張りたいと思っております。

私の所属組織は、通称、全地婦連と申しまして、全国47都道府県、2つの政令指定都市が加盟している全国組織でございます。それぞれ地域におきまして、日々の暮らし、地域

活動をしながらよい生活をしていくというところを目指しておりますので、そういった全国の地域の声を届けながら、微力ながら3次委員会の委員を務めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

○橋本委員 橋本でございます。私は一般社団法人北海道消費者協会の会長を務めております。一般社団法人北海道消費者協会は北海道立消費生活センターの指定管理者として指名を受けておりますので、同時に北海道立消費生活センターの所長を兼務しております。そういった観点から、地方における消費者問題、消費者行政のあり方を、この委員会でするいと述べさせていく機会があるのかなというふう存じております。

また、2次ときには、消費者委員会の下部組織であります公共料金等専門調査会の委員もしてございまして、いろいろな観点から公共料金について調査を重ねてまいりました。ただ、2次ときには電力会社の値上げ申請が相次ぎまして、なかなか公共料金そのものについての審議が尽くされなかったとちょっと心残りに思っておりましたところ、今回、第3次の消費者委員会というお話がありまして、これはどんどん進めていかなければいけないことだと思ひまして、参加させていただくことになりました。

ただ、先ほど、夏目委員からもありましたが、公共料金等専門調査会するときにも感じたのですけれども、本当に消費者問題というのは省庁横断的なことがたくさんございまして。今後も、いろいろな消費者問題を消費者目線からいろいろな審議を重ねてまいりたいと存じておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山本委員 山本と申します。東京大学で行政法を教えております。私は、消費者委員会が発足する前の国民生活審議会の時代から、消費者行政の組織あるいは体制のあり方について若干発言をしてまいりましたけれども、まさか自分が消費者行政の側に来るとは思っておりませんで、身の引き締まる思いでございます。私は専門分野等から申しまして、あらゆる消費者委員会のミッションにすべて強く貢献できるということはないかと思ひますけれども、特に制度設計のあり方、あるいは制度の改善について、若干お力になることができるかなというふう思っております。どうかよろしく願い申し上げます。

(松元事務次官着席)

○唯根委員 唯根妙子です。公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会で20年、消費者相談の現場でかかわらせていただいております。また、10年以上、大学での講義で消費者問題をできるだけ多くの学生に広めたいということで活動もしております。今回、委員に任命されまして、現場の声を全国から、消費者団体としてもたくさん声を今まで外から申し上げてきたのですが、今回は中からどんどん言わせていただいで、できるだけ外へも動き出していける委員会になっていただければと思ひて、頑張りたく思ひます。よろしく願いいたします。

○小田事務局長 どうもありがとうございました。

ただいま、内閣府の松元次官が到着されましたので、ここで一言、御挨拶をいただければと思ひます。

○松元事務次官 内閣府事務次官の松元崇でございます。遅参いたしましたして恐縮でございます。

内閣府はいろいろな行政をやっておりますが、職員に私からは、とにかく国民目線でしっかり仕事をしてもらいたい、こういうことを言っているわけでございます。消費者行政、そういった中でも特に国民目線が大事な分野と心得ております。そんなことから、消費者行政につきまして、委員の皆様方の御協力、御指導をいただければというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○小田事務局長 ありがとうございます。

《 4 . 委員長の互選 》

○小田事務局長 次に、委員長の互選に移りたいと思います。

消費者庁・消費者委員会設置法第12条第1項では、消費者委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する旨の規定をしております。委員長の候補者につきまして、自薦あるいは他薦、結構でございますので、どなたか御推挙いただけますでしょうか。

夏目委員、どうぞ。

○夏目委員 それでは、第2次消費者委員会に引き続き、河上委員を委員長に推挙したいと考えております。

その理由ですが、まず1つ目は、常勤的非常勤委員でいらっしゃる方から選ぶのが適当であろうということ。2つ目は、第2次消費者委員会で委員長として運営をされました御実績からでございます。皆様も御承知のように、河上委員は委員長を務められながら、第1次委員会からの継承課題、さらには、新たな課題の解決に向けて委員会をまとめながら、意欲的に取り組まれてまいりました。河上委員は法律の専門家でいらっしゃいますが、消費者や市民との接点が大変多く、幅広い世界で御活躍もされていらっしゃいます。消費者委員会の3つの役割であります、監視機能、審議会機能、そしてパイプ機能を的確に果たしながら、この第3次の委員会をまとめられる力量をお持ちであるというふうに考えて、委員長に最適ではないかと思っております。

以上の理由で、河上委員を第3次の委員長に推薦申し上げます。以上でございます。

○小田事務局長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○齋藤委員 いいと思います。

○小田事務局長 候補者がお一人のようですので、河上委員を委員長に選任することについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」と声あり)

○小田事務局長 ありがとうございます。

それでは、委員の互選によりまして、河上委員を委員長に選任することについて決定をいただきました。

ここからは、河上委員長に議事進行役をお願いしたいと思います。河上委員長、委員長席のほうにお移りいただければと思います。

○河上委員長 ただいま、委員長に指名されました河上でございます。何事も三代目が肝心ということですので、しっかりと腹をくくって頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員会の運営に当たりましては、基本的には第2次の場合と変わらないわけですが、公正かつ円滑に務めてまいりたいと存じますので、委員各位の御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、消費者庁及び消費者委員会設置法第12条3項によりますと、委員長はあらかじめ、委員長代理の指名を行う旨を規定しております。私といたしましては、弁護士の立場から長年消費者問題に取り組み続けてきた石戸谷委員に委員長代理をお願いしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

(「賛成」と声あり)

○河上委員長 では、石戸谷委員、一言お願いします。

○石戸谷委員 わかりました。では、務めさせていただきます。各分野に専門家がずらっとおられますので、存分に知見を発揮していただいて、あとはチームワークよくというか、まとまりよく進んでいければなと思っております。よろしくお願いいたします。

○河上委員長 では、よろしくお願いいたします。

《 5. その他（食品表示部会、新開発食品調査部会、公共料金等専門調査会について） 》

○河上委員長 それでは、ここから私が議長を務めさせていただきます。

続きまして、「その他」の議題としまして、食品表示部会、新開発食品調査部会、公共料金等専門調査会につきまして、事務局から確認事項があるということですので、この点についての説明をお願いいたします。

○大貫参事官 事務局から、食品表示部会、新開発食品調査部会、公共料金等専門調査会の継続等について、お諮りしたいと思います。

これらの部会、専門調査会につきましては、第2次の消費者委員会におきましても調査審議を行っていただいていたところでございますけれども、これらの部会や専門調査会に所属する臨時委員あるいは専門委員の皆様の任期が、第2次消費者委員会の委員と同じで、本年の8月末で満了してございます。他方で、これらの部会や専門調査会につきまして、法令等により与えられた任務を遂行するために遅滞なく調査審議を再開する必要がありますので、第3次の消費者委員会におかれましても、その活動を継続することとしてよろ

しいか、御確認をお願いしたいと思っております。もしよろしいということでしたらば、臨時委員あるいは専門委員を再度任命するための手続を進めてまいりたいと思っております。

また、これとあわせまして、お手元の資料、資料2～資料5をごらんいただきたいと思っております。消費者委員会及び部会、専門調査会の幾つかの規程について、細かい改定ですけれども、改定を行ってはどうかと考えておりますので、御確認をいただければと思っております。

改定のポイントでございますけれども、資料3の「食品表示部会設置・運営規程」というものがございます。これは、6月28日に食品表示法が公布されておまして、施行までの事前準備として、食品表示基準をこの表示法の規程に従って消費者庁が策定をするという規程がございます。その諮問を受けてこの消費者委員会で審議することを、所掌の中に追加させていただこうというのが重要なポイントでございます。

あとは、資料2から資料5までほとんど統一ですけれども、従前から、遠方の方のためにテレビ会議システムで委員が出席できることを、運営上、規定していましたが、明示的にそれが出席であるということが規定されていなかったものですから、この際、テレビ会議による出席も、委員長が必要と認めるときには出席に含めるものとするという条文を入れさせていただいてはどうかということでございます。これは企業などの取締役会で非常によく行われているようでございます。ただ、その際には出席者の名前の中に、この方はテレビ会議システムの出席ですということを明示するようになっておりますので、ここでの運営規程もならいまして、議事録にこの方はテレビ会議システムの出席ですということを明示する形にしてはどうかということでございます。

そのほか、部会や専門調査会に委員の皆さんがいつでも御参加いただけるという規程がありますけれども、一方で、委員会令の中では、委員が出席をするとそれは定足数に含むとか、議決権を持つとか、そういう規程がございます。その関係がございますので、明示的に、ある部会や専門調査会に所属することが規定されていない委員が出席した場合には、オブザーバー扱いであることを明示する規定を設けさせていただきたい、そういう技術的なことでございます。

あと、幾つか、先ほどのテレビ会議の条文を盛り込むために少し条文を入れかえる等の技術的な修正がございしますが、本質的なものではございません。詳しくはこの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。

○河上委員長 ありがとうございます。

テレビ会議のシステムを動かしたときは、登場人物はどこかこの辺に映るのですか。

○大貫参事官 PCの画面上に映るということです。

○河上委員長 声だけが流れる形ですか。

○大貫参事官 そのとおりでございます。

○石戸谷委員長代理 画面は出ないのですか。

○小田事務局長 パソコンがあれば出るのですが。

○河上委員長 プロジェクターにすれば画面が出るのですか。

○小田事務局長 プロジェクターを設置すれば、です。

○河上委員長 何か顔が見えないときみしいですね。

ただいま、事務局から説明があったとおりでございますけれども、そのような形で進めることにしてよろしゅうございませうか。

(「はい」と声あり)

○河上委員長 それでは、特に御異論はないようですので、食品表示部会、新開発食品調査部会、公共料金等専門調査会、それぞれについて、今次の委員会においても早期に調査審議を開始できるよう、手続を進めていただきたいと思います。

また、消費者委員会及び部会、専門調査会の諸規程についても、ただいま事務局が提案したとおり、改定することにいたしたいと思います。

なお、消費者委員会令第1条は第2項において、部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は委員長が指名する旨、また第3項において、部会長については、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する旨を規定しております。

そこで私といたしましては、食品科学の専門家として食品の品質向上や安全確保等について研究をしてこられ、第2次消費者委員会において、臨時委員として食品表示部会で活動してこられた阿久澤委員に、食品表示部会と新開発食品調査部会のメンバーになっていただくとともに部会長をお務めいただきたいと思いますけれども、いかがでございませうか。

(一同うなずき)

○河上委員長 では、阿久澤委員、よろしゅうございませうか。

○阿久澤委員 2つの部会はなかなか重責ですけれども、当面、前部会から引き継ぐ課題を一つひとつ丁寧に取り組んでいきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○河上委員長 それでは、よろしく申し上げます。

なお、食品表示部会及び新開発食品調査部会に属すべきその他の委員、公共料金等専門調査会の構成等については、後日、改めて御報告をさせていただくことにします。

本日の議題で予定していたものは、以上でございます。

《 6 . 閉 会 》

○河上委員長 最後に、事務局から、今後の予定等について説明をお願いいたします。

○小田事務局長 次回の日程及び議題につきましては、決まり次第、お伝えしたいと思います。

ます。

委員の皆様には、この後、委員室のほうに移動いただきまして、一呼吸置かせていただいて、9時40分ぐらいから打ち合わせをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○河上委員長 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。

お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。